

セーフティ教室

11月8日(火)1時間目にセーフティ教室

がありました。



「インターネットと法律」という題で、弁護士として活躍されている

先生に詳しく教えていただきました。**インターネットは、便利なものですが、使い方を間違えると、大きな事件や事故となります。日頃から善悪を判断する頭をきたえることが何よりも大切です。学校外での生活においても中学生として適切な行動や態度が求められます。気を付けて行動しましょう。**

インターネットの怖いところ3つ

- ①顔や名前が分からないこと
相手の顔色を気にしなくてよく、また自分のことがバレないという安心感から、強い言葉を使ってしまう問題があります。
⇒実際にあった裁判を紹介します。
- ②多くの人が閲覧できること
流れた情報を多くの人が閲覧できてしまうので、被害が拡大しやすいという問題があります。
⇒権利侵害と個人情報のお話をします。
- ③情報の削除が難しいこと
流れた情報を消すことは極めて難しく、半永久的に被害が残ってしまう問題があります。
⇒デジタルタトゥーのお話をします。

<闇バイトの例>

- 特殊詐欺…高齢者などから現金やキャッシュカードをだまし取ること(かけ子、受け子、出し子)
10年以下の懲役
- 強盗…暴行または脅迫により金品を奪うこと(叩き、逃げ、取り子)
強盗→5年以上の懲役
強盗致傷→6年以上の懲役
強盗致死→死刑または無期懲役
- 窃盗…他人から金品を盗み取ること
10年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 名義貸し…代わりに銀行口座を作ったり、スマホの契約をすること

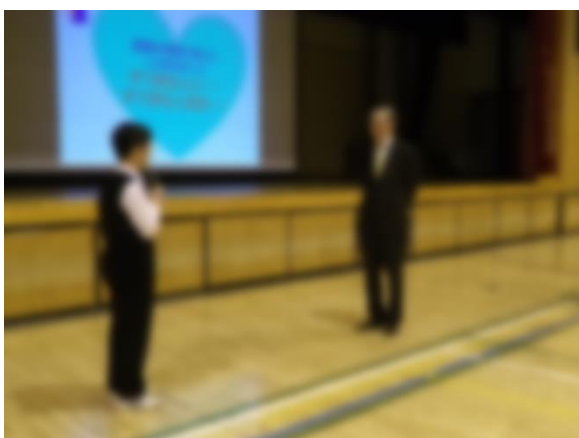
今日のまとめカード

- No.1 ★インターネットの怖いところ
①顔や名前が分からないこと
②多くの人が閲覧できること
③情報の削除が難しいこと
- No.2 ★実際にあった裁判
ネットでの侮辱が原因で、住所・氏名・メールアドレスの開示が認められたり、損害賠償が認められた裁判もあること
- No.3 ★権利侵害について
プライバシー権、名誉権、肖像権、著作権など、インターネットを使用する上で重要な権利がたくさんあること
- No.4 ★個人情報について
イニシャルや写真の加工では、本人が特定されてしまう危険性があること、ネットで知り合った人への個人情報開示は気をつけること
- No.5 ★デジタルタトゥー
デジタルタトゥーは一生残り続け、学校を自主退学したり、進学・就職・結婚の時に良くない影響が出てしまう可能性があること
- No.6 ★ネットいじめ
ネットいじめは、被害が大きくなりやすいこと、損害賠償や名誉毀損で訴えられる可能性があること、言葉の暴力の怖さ
- No.7 ★闇バイト
闇バイトとは様々な犯罪に関与させられてしまうこと、闇バイトが巧妙な手口を使ってくること、それを見抜く方法

道徳地区公開講座

11月9日（土）1時間目に道徳の授業があり、3時間目に道徳地区公開講座がありました。

教室での道徳では、「社会参画や公共の精神をもってよりよい社会の実現のために貢献している建築家・坂茂」の仕事の様子や使命感についてふれ、「社会のために何ができるのか」を考えました。体育館での全学年対象の講演では、道徳科について、学校全体で考えました。



3時間目の後の道徳地区公開講座意見交換会に参加していただきました保護者のみなさま、ありがとうございました。

放課後の過ごし方について

2学期末三者面談が始まり、午前授業になりますが、15時までは家庭学習を行い、2学期・期末考査の振り返りをしたり、予習をしたりしましょう。

テスト期間の前後で、図書館での座席の占拠、大声での私語、公園でのごみの散乱など、本校2年生が関わる迷惑行為が発生しています。放課後の活動に関して、保護者の方と行先や行動、帰宅時間などを確認して、安全に、他者に迷惑をかけないように行動しましょう。何度も学活や学年集会等で伝えていますが、くれぐれも法に触れるような行為がないように、個人でも集団でも適切な行動をとるようにしましょう。